

飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱

平成24年2月13日

飯塚市告示第42号

改正 H24-356、H25-127、H26-66、H26-295、H26-419、H27-80、H27-282、H28-56、
H29-48、H29-203、H29-283、H30-162、H30-394、R元-162、R2-198、R2-385、
R3-208、R3-305

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市における農業の振興を図るため、農業者、農業団体及び農業者の組織する団体が実施する事業に要する経費に対して補助金、助成金、交付金及び資金(以下「補助金等」という。)を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(R2-198全改)

(補助金名称等)

第2条 補助金等の名称、補助対象者及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金額)

第3条 補助金等の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(交付条件)

第4条 国又は福岡県が定める採択基準等による補助金等の交付を受けようとする者は、国又は福岡県が定める条件を満たさなければならない。

(R2-198追加)

(財産の処分制限)

第5条 規則第22条の規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とし、同省令に定めのない財産については農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定める期間とする。

(R2-198追加)

(関係書類の整備)

第6条 規則第11条第2項の規定による補助金等に係る帳簿及び証拠書類については、当該事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(R2-198追加)

(準用)

第7条 第4条の規定による補助金等に係る様式は、国又は福岡県が定める当該補助

金等交付要綱の様式を準用するものとする。この場合において、「福岡県」とあるのは「飯塚市」と読み替えるものとする。

(R2-198追加)

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(R2-198繰下)

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月5日 告示第356号)

この告示は、平成24年10月5日から施行する。

附 則(平成25年5月9日 告示第127号)

この告示は、平成25年5月9日から施行する。

附 則(平成26年3月10日 告示第66号)

この告示は、平成26年3月10日から施行する。

附 則(平成26年8月29日 告示第295号)

この告示は、平成26年8月29日から施行する。

附 則(平成26年11月27日 告示第419号)

この告示は、平成26年11月27日から施行する。

附 則(平成27年3月16日 告示第80号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年7月27日 告示第282号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月7日 告示第56号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成27年12月18日から適用する。

附 則(平成29年2月24日 告示第48号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成29年1月31日から適用する。

附 則(平成29年7月6日 告示第203号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成29年9月21日 告示第283号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年6月1日 告示第162号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成30年12月21日 告示第394号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成30年11月1日から適用する。

附 則(令和元年9月30日 告示第162号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱の規定は、令和元年8月16日から適用する。

附 則(令和2年6月3日 告示第198号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和2年12月21日 告示第385号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年6月22日 告示第208号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年9月30日 告示第305号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第2条関係)

(H24-356、H25-127、H26-66、H26-295、H26-419、H27-80、H27-282、H28-56、
H29-48、H29-203、H29-283、H30-162、H30-394、R元-162、R2-385、R3-208、
R3-305—改)

補助金等の名称	補助対象者	補助対象経費
筑豊農業共済組合補助金	筑豊農業共済組合	筑豊農業共済組合の運営に要する経費
農業用廃プラスチック等処理補助金	福岡嘉穂農業協同組合	農業用廃プラスチックの適正処理を推進し環境保全を図る活動に要する経費
ふれあいまつり補助金		地域農業の活性化事業及び地元農産物等の周知活動に要する経費
営農技術対策事業補助金		営農技術指導の強化を図る事業に要する経費
農業振興対策補助金		農業生産基盤強化及び各種部会の強化を図るために実施する研修会等の活動に要する経費
農業後継者育成対策事業費補助金	飯塚市農業後継者協議会	農業後継者の育成指導等に要する経費
生産振興補助金	飯塚市農業再生協議会	大豆、麦、飼料作物、振興作物等を作付する作業に要する経費
認定農業者協議会育成補助金	飯塚市認定農業者協議会	飯塚市認定農業者協議会が実施する会員相互の研鑽活動や研修会等の開催に要する経費
地産地消拡大対策補助金	筑前地産大豆de節分まつり実行委員会	筑前地産大豆de節分まつりの開催に要する経費
経営安定対策推進事業費補助金	経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成30年4月1日付け29政統第1890号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に規定する者	経営所得安定対策等推進事業実施要綱第6の3に規定する経費

環境保全型農業 直接支援対策交 付金	環境保全型農業直接支払交 付金実施要綱(平成29年4月1 日付け28生産第2111号農林 水産事務次官依命通知)別紙 第1の1に規定する者	環境保全型農業直接支払交付金実施 要綱別紙第1の4の農業生産活動に係 る経費
中山間地域等直 接支払事業費補 助金	中山間地域等直接支払交付 金実施要領(平成29年3月31 日付け28農振第2317号農林 水産事務次官依命通知)第6 の1に規定する者	中山間地域等直接支払交付金実施要 領第6の2に規定する対象行為に係る 経費
水田農業担い手 機械導入支援事 業費補助金	福岡県農業振興対策事業費 補助金交付要綱(平成18年4 月1日付け18農振第560号)別 表に規定する者	福岡県農業振興対策事業費補助金交 付要綱別表に規定する経費
活力ある高収益 型園芸産地育成 事業費補助金	福岡県園芸農業等総合対策 事業費補助金交付要綱(平成 18年6月1日付け18生第390 号)別表に規定する者	福岡県園芸農業等総合対策事業費補 助金交付要綱別表に規定する経費
福岡県強い農業 づくり交付金	福岡県強い農業づくり交付 金交付要綱(平成18年4月3日 18農振第561号)別表に規定 する者	福岡県強い農業づくり交付金交付要 綱別表に規定する経費
福岡県畜産振興 総合対策事業費 補助金	福岡県畜産振興総合対策事 業費補助金交付要綱(平成18 年4月3日付け18畜第3号)第3 条に規定する者	福岡県畜産振興総合対策事業費補助 金交付要綱別表に規定する経費
福岡県農業次世 代人材投資事業 費補助金	福岡県農業次世代人材投資 事業費補助金交付要綱(平成 24年7月6日付け24経技第655 号)別表に規定する者	福岡県農業次世代人材投資事業費補 助金交付要綱別表に規定する額

<p>飯塚市がんばる 農業応援協議会 補助金</p>	<p>飯塚市がんばる農業応援協 議会</p>	<p>新規就農者への相談・支援活動を実施 する飯塚市がんばる農業応援協議会 の運営に係る経費</p>
<p>地域集積協力金 交付事業費補助 金 経営転換協力金 交付事業費補助 金 農地集積交付金 交付事業費補助 金</p>	<p>農地集積・集約化対策事業実 施要綱(平成26年2月6日付け 25経営第3139号農林水産事 務次官依命通知)に規定する 者</p>	<p>農地集積・集約化対策事業実施要綱に 規定する経費</p>
<p>人・農地問題解決 加速化支援事業 費補助金</p>	<p>人・農地問題解決加速化支援 事業要綱(平成24年2月8日付 け23経営第2955号農林水産 事務次官依命通知)に規定す る者</p>	<p>人・農地問題解決加速化支援事業要綱 に規定する経費</p>
<p>多面的機能支払 交付金</p>	<p>多面的機能支払交付金実施 要綱(平成30年3月30日付け 29農振第1950号農林水産事 務次官依命通知)別紙1の第2 及び別紙2の第2に規定する 者</p>	<p>多面的機能支払交付金実施要綱別紙1 の第4及び別紙2の第4に規定する対象 活動に係る経費</p>
<p>女性農林漁業者 の活躍促進事業 費補助金</p>	<p>福岡県経営技術支援対策関 係事業費補助金交付要綱(平 成18年6月1日付け18農技第 889号)別表に規定する女性 農林漁業者等</p>	<p>福岡県経営技術支援対策関係事業費 補助金交付要綱別表に規定する経費</p>

力強い水田農業 確立事業費補助 金	福岡県農業振興対策事業費 補助金交付要綱（平成18年4 月1日付け18農振第560号）別 表に規定する者	福岡県農業振興対策事業費補助金交 付要綱別表に規定する経費
農業経営力向上 支援事業費補助 金	農業経営力向上支援事業実 施要綱（平成28年4月1日付け 27経営3337号）別表に規定す る者	農業経営力向上支援事業実施要綱別 表に規定する経費
農業経営対策事 業費補助金	福岡県農業経営対策事業費 補助金交付要綱（平成22年5 月10日付け22水田第247号） 別表に規定する者	福岡県農業経営対策事業費補助金交 付要綱別表に規定する経費
担い手の経営力 強化事業費補助 金	福岡県農業振興対策事業費 補助金交付要綱（平成18年4 月1日付け18農振第560号）別 表に規定する	福岡県農業振興対策事業費補助金交 付要綱別表に規定する経費
担い手への農地 集積対策事業費 補助金	福岡県農業振興対策事業費 補助金交付要綱（平成18年4 月1日付け18農振第560号）別 表に規定する者	福岡県農業振興対策事業費補助金交 付要綱別表に規定する経費
スマート農業推 進強化事業費補 助金	福岡県農業振興対策事業費 補助金交付要綱（平成18年4 月1日付け18農振第560号）別 表に規定する者	福岡県農業振興対策事業費補助金交 付要綱別表に規定する経費
水田農業 DX 推進 事業費補助金	福岡県農業振興対策事業費 補助金交付要綱（平成18年4 月1日付け18農振第560号）別 表に規定する者	福岡県農業振興対策事業費補助金交 付要綱別表に規定する経費
園芸品目生産緊 急支援事業費補 助金	福岡県園芸農業等総合対策 事業費補助金交付要綱（平成 18年6月1日付18生第390号） 別表に規定する者	福岡県園芸農業等総合対策事業費補 助金交付要綱別表に規定する経費

